

平成 28 年度 公益財団法人江北図書館事業計画

I 基本方針

- (1) 幼児から高齢者にいたる不特定多数を対象に図書資料を提供し、もって、青少年の健全育成並びに一般市民の知的欲求に応えるとともに生涯学習の促進に寄与する。
- (2) 滋賀大学と当館との間で、当館所蔵の貴重史資料の「使用貸借契約」が成立したことを受け、滋賀大学総合研究棟〈土魂商才館〉に「江北図書館文庫」として保管されることとなった貴重史資料の有効な利用・活用を推進する。

II 図書館事業

(1) 運営基盤の強化

当館は、滋賀県公共図書館協議会の理事館として、長浜市北部の図書館空白地域の住民に対し図書館サービスを行う役割を担っている。しかし、残念なことに当館の安定的な財源は基本財産運用益（年間約 20 万円）及び駐車場収入（同 210 万円）のみであり、当館の経常経費を賄えない状況にある。こうした財政基盤の極めて脆弱な当館が公共図書館としての役割を果たしていくには運営基盤の充実及び強化を図ることが不可欠である。よって、引き続き以下を推進する。

- i 理事の職務執行機能を強化し、組織基盤の充実を図る。
- ii 脆弱な財政基盤の強化を図るため、次の施策を講じる。
 - ① 寄附金の税額控除制度適用法人として広く一般に寄附を募る。
 - ② 各種援助支援団体に応募し支援・補助金の獲得に努める。
- iii 遅れている図書目録のデジタル化を促進する。

(2) 図書の購入と閲覧・貸出

- i 限られた図書購入予算を最大限有効に生かすため、購入対象は、幼児・小中学生向けで、とりわけ世界の多様な価値観を学べるような図書、そして郷土史料関係を中心とする。
- ii 滋賀県立図書館の巡回車による配本を積極的に活用し、当館未所蔵図書の不足を補い読書希望者の要望に応える。
- iii 寄贈図書は当館の基本方針に沿って選別的に受け入れる。

(3) 読書相談

- i 地元の読書グループに対するサポートとして定期的に読書テキストを推薦する。
- ii 利用者のレファレンス希望やリクエストに適切に対応する。

- (4) 幅広い年代の方々に対する書物に親しむ機会の提供
- i 子育て中の保護者のための読書行事や、子どもと高齢者を対象とした読書会を開催する。
 - ii 子どもを書物に親しませる活動を促進する。
 - ① お話し会
幼児や小学生の読書習慣を養い、知識の森に遊ぶ楽しさを養うことを目的として開催する。
 - ② 英語での読み聞かせ会
幼少期より英語に親しむ機会を提供する。
- (5) 「江北図書館文庫」（滋賀大学との「使用貸借契約」対象貴重史資料）の活用
- i 貴重文書の詳細な目録を作成し広く公開する。
 - ii 貴重史資料を順次一般市民に紹介する。
 - iii 滋賀大学と共同で貴重史資料を素材として研究を行う。
- (6) 広報活動の展開
- i 『江北図書館だより』をタイムリーに発行し、当館の活動を周知する。
 - ii マスメディアの報道等を通じ当館の知名度向上を目指す。
 - iii ネット社会に適切に対応するため、ホームページの開設を検討する。
 - iv JR木ノ本駅に面した当館の壁面に館名を記した看板を、玄関前に施設案内板を設置する。
- (7) 市外からの来館者への対応
- 最近湖北地方の歴史や文化、地勢に関心を持って来館する人が増えており、その要望に応える取り組みを強化する。

Ⅲ 図書館を支える収益事業

(1) 駐車場事業

当館の運営原資のほとんどを占める駐車場収益は、過疎化の進展とともに現状を維持することが困難になりつつあるが、現状確保に努力する（区画数 65 区画、1 区画当たり年間 36,000 円）。

(2) 不動産取得税・固定資産税免除依頼活動の継続

本館は滋賀県の公共図書館協議会の理事館として広く図書館サービスを提供してきたが、私立図書館のため、図書館法により税金の投与（自治体の補助金供与）の対象外と

なっている。従って、運営費は基本財産運用益、寄附金および駐車場収入で賄わざるをえないのが現状であるが、恒常的に年間収益は年間支出を賄えない状態である。本館を除く滋賀県の公共図書館はすべて公立図書館であるため、その運営は税金で賄われていることに鑑み、せめても県税及び市税の均等割り、不動産取得税や固定資産税の課税を免除して頂だけるよう、引き続き滋賀県及び長浜市に理解を求める。

IV その他

(1) 建物の老朽化への対応

当館（昭和 12 年築木造 2 階建）の老朽化はいかんともし難いが来館者に安全、かつ快適に利用してもらえよう維持保全に努めるとともに、補修目的の資金募集に努める。同時に、中長期の課題として耐震性の優れた建物の借用あるいは建設の可能性を検討する。

以上